

鈴鹿医療科学大学情報ネットワーク利用規程

- 第1条 この規程は、鈴鹿医療科学大学（以下「本学」という。）の情報ネットワーク利用に関して必要な事項を定める。
- 第2条 情報ネットワークの利用は、教育および教育情報処理、学術研究を目的とし、かつ原則としてその成果を公開できるものに限る。
- 第3条 この規程に定める情報ネットワークとは、以下の情報通信にかかわる装置・設備および関連事項をいう。
- (1) 本学構内間を接続する基幹ネットワークに関わる通信回線およびその接続装置
 - (2) 各建屋内の各室の情報コンセントまでの通信回線およびその接続装置
 - (3) 上記回線上で稼動するサーバシステム
 - (4) 本回線運用上必要なIPアドレス、通信プロトコル等のLAN関連事項
- 第4条 本学のネットワーク運用管理は、ICT教育センター規程第3条に基づきICT教育センターが行う。
- 第5条 情報ネットワークを利用できる者は、以下の通りとする。
- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究生
 - (3) 本学に関係する者で、学長が認めた者
- 第6条 ネットワークに機器を接続できる者は、以下の通りとする。
- (1) 本学の教職員
 - (2) 本学の学部学生、大学院生、卒後聴講生、科目等履修生および研究生
 - (3) 本学に関係する者で、学長が認めた者
- 第7条 ネットワークを利用する場合、センターに利用申請書を提出しなければならない。
- 2 利用申請を許可した場合は、センター長を通じて、その旨を申請者に通知するものとする。
- 第8条 ネットワークの円滑な運営を行うことならびにネットワークの適正な管理を行うことを目的に、部会を設置することができる。
- 2 部会の委員については、センターの承認を得て、センター長が委嘱する。
- 第9条 ネットワークを利用した電子メールによる通信の内容は、発信者の意思を尊重し、通信の媒介者または通信の発信者・受信者以外の者がみだりに外部に漏洩してはならない。
- 2 犯罪行為、不正行為の調査のためやむを得ず通信の内容を開示する必要がある場合、センター長の承認を得なければならない。
- 第10条 以下の事項に該当する場合、センター長は、不正利用者に改善を求めるとともに、事由によっては事態が改善するまでの間、接続機器の切り離し、利用資格の取消しまたは使用停止等の措置をとることができる。
- (1) 利用者が情報ネットワーク利用遵守事項、その他のネットワーク利用に関わる諸規定に反した場合
 - (2) 本学または外部のネットワークシステムに重大な損害または不利益を与えた場

合

(3) ネットワークの円滑な運用を妨げる行為をした場合

(4) その他、センター長が必要と認めた場合

2 前項の措置とは別に、不正なホームページ公開を行った者に対しては、ホームページ作成・公開に関する規程第8条に基づき処分を行うことができる。

第11条 ネットワークの管理運用に必要な事項は、センターの議を経て、大学協議会で別に定める。

第12条 この規程の改廃は、センターの議を経て大学協議会で行うものとする。

附 則

本規程は、平成10年12月1日から施行する。

附 則

本規程は、平成11年10月1日から改訂施行する。

附 則

本規程は、平成12年4月1日から改訂施行する。

附 則

本規程は、平成21年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成28年4月1日から一部改正し、施行する。

附 則

本規程は、平成28年6月21日から一部改正し、施行する。